

令和2年度 第2回 まちづくり専門委員会議

令和2年11月4日 14:00~15:30
三宮国際ビル7階 701会議室

次第

1. 開会

2. まちづくり支援事業の検証評価について

1) まちづくり支援制度の概要 [資料1]

2) まちづくり支援事業の検証評価 [資料2]

(1) まちづくり助成

[優良まちづくりボランティア団体の認定・更新]

・ 駒ヶ林まちづくり協議会 (優ボ認定)

・ 新長田駅北・中地区まちづくり協議会 (優ボ認定)

・ KOBE 三宮・ひと街創り協議会 (優ボ更新・2回目)

(2) まちづくり専門家派遣

[コンサルタント派遣]

・ からとの未来を考える会設立準備会 (初年度)

(旧名称：(仮称) 唐櫃の未来のまちづくりの会設立準備会)

3. まちづくり協議会の変更届出書の受理 [資料3]

4. その他

5. 閉会

◆その他配布資料◆

・ 令和2年度 まちづくり専門委員一覧 [資料4]

・ まちづくり専門委員の役割 [資料5]

・ 検証評価審査対象団体 位置図 [資料6]

・ まちづくり専門委員会議設置要綱 [資料7]

『まちづくり助成』

まちづくり活動に取り組む団体の活動費を助成する制度

【基幹活動】

まちづくり構想、まちづくりルール等を
検討・作成するための活動
(例) 会議の開催(会場使用料など)
ニュースの発行・広報(印刷費など)
アンケートの実施(印刷費など)

【提案活動】

活動の段階に応じて、
基幹活動をより効果的に行うために、
地域が独自に提案する活動
(例) 先進事例研究(視察、講師謝礼)
まちづくりイベント、活動パネル展示など

【事務費】

団体の活動に必要な事務用品代
(例) 封筒代 など

活動段階	助成限度額	助成限度期間
初動期 (初動期団体)	10万円	2年間
構想・ルール等策定 (整備予定地区団体・まちづくり協議会)	30万円	10年間
ルール運用・継続的なまちづくり (優良まちづくりボランティア団体)	30万円(1/2助成)※	原則3年毎に更新 (検証・評価が必要)

(参考) 優良まちづくりボランティア団体(優ポ団体)

長期にわたって組織的に活発な活動を行い、地域の環境改善、都市基盤の整備、良好な景観形成などに努めてきた団体であり、かつ他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動をおこなうことができる資質を備えた、指導的立場にある優良な「まちづくり団体」。

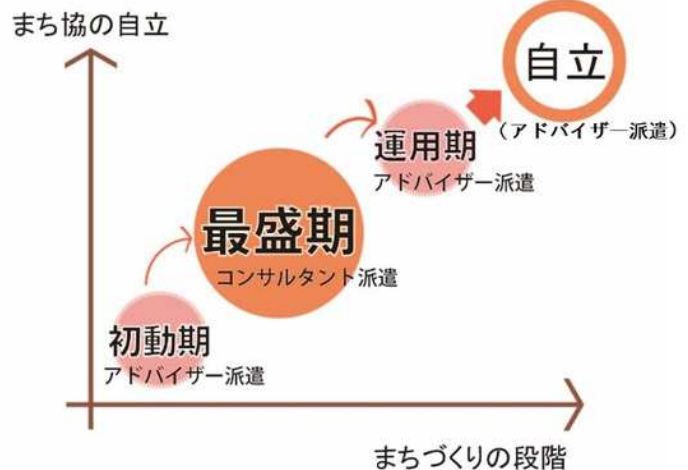
※優ポ満額助成団体(密集市街地再生優先地区・都市計画道路あり方検討)は全額助成、

※優ポ協定運用団体は定額5万+1/2助成

『まちづくり専門家派遣』

■まちづくりアドバイザー派遣

- ・1地区 40万円以内/年
(10回以内/年 × 40,000円/回)
- ・まちづくり活動の初動期
→まちあるき
→まちの課題抽出
→まちカルテの情報共有 など
- ・ルールの運用段階
→まちづくり協定の運用
→景観ガイドラインの運用 など
- ・まちづくり活動の自立期
→自立移行時の支援



■まちづくりコンサルタント派遣 (原則10年以内)

- ・1地区 100万円程度/年を目安
- ・まちづくりの最盛期
 - ①わがまち空間構想づくり、ルールづくりに必要な合意形成
→地区計画 ・まちづくり協定 ・景観形成市民協定 など
 - ②ものづくりに必要な合意形成
→細街路整備 ・建築物共同化 ・区画整理事業 など

★以下に該当する場合は検証・評価を受ける必要がある

- ①初年度
- ②コンサルタント派遣期間が5年及び8年を超える
- ③派遣期間が10年を超え、一定期間に限り行うもの

『検証・評価の体系』

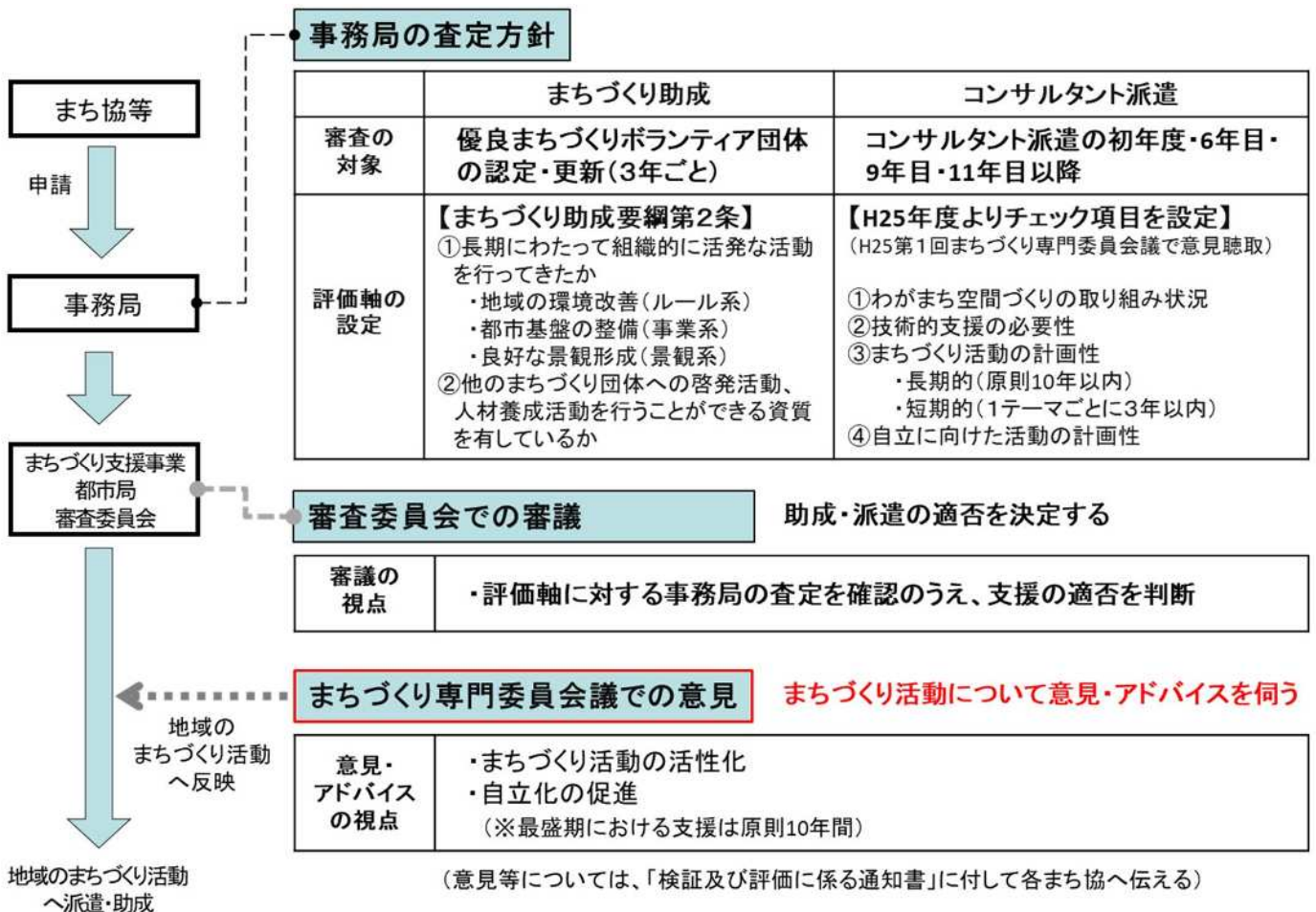
まちづくり助成・専門家派遣それぞれの要綱により、検証・評価を要する時期を次の表のとおり定めている。

まちづくり助成	<ul style="list-style-type: none"> 活動助成期間が10年を超える(初動期での活動期間は含まず)場合、11年目の助成申請の前に優良まちづくりボランティア団体として認定(検証・評価)を受ける 優良まちづくりボランティア団体は更新(3年毎)の検証・評価を受ける
まちづくり専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント派遣を受けたい場合は、初年度・6年目・9年目・11年目以降(原則3年まで)に事前に検証・評価を受ける

ただし、次のいずれかにあてはまる団体は、検証・評価の期間を延長することができる。

- ▼[市の課題解決のための事業(密集事業・連続立体交差事業などで 完了目標年次が公表されている場合)]
 - **完了目標年次まで**検証評価を延長することができる
(事業の性格上、積極的な協働のまちづくり)
- ▼[まちづくり協定の運用や良好な景観形成のための活動などで 継続性の高いことが明確な場合]
 - **最大6年間まで**延長することができる(事業への配慮)

まちづくり活動の検証・評価の方針・視点



令和2年度 まちづくり支援事業 検証・評価 審査対象団体

(1)優良まちづくりボランティア団体の認定・更新

番号	団体名	所在	認定・更新	年数・助成額
1	駒ヶ林まちづくり協議会	長田区	認定	密集事業の推進に係るため 令和7年度までの5年間(令和3~7年) 助成要綱第3条の2(4)アにより満額助成(優ポ満額助成)
2	新長田駅北・中地区まちづくり協議会	長田区	認定	まちづくり協定の運用に係るため 6年間(令和3~8年) 助成要綱第3条の2(4)ウにより増額助成(優ポ協定運用助成)
3	KOBE三宮・ひと街創り協議会	中央区	更新(2回目)	3年間(令和3~5年) 1/2助成

(2)コンサルタント派遣

番号	団体名	所在	コンサルタント派遣年数
4	からの未来を考える会設立準備会 (旧名称:(仮称)唐櫃の未来のまちづくり の会設立準備会)	北区	初年度

令和2年度 まちづくり支援事業検証シート

優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
 まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

	優良まちづくりボラン ティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
団 体 の 概 要	名 称	駒ヶ林まちづくり協議会			所在地	長 田 区	
	設 立 年 月	平成3年1月	(28年目)	面 積	19.0 ha	世 帯 数	1,337 世帯
	設 立 目 的	駒ヶ林地区を中心とする地域の整備振興をはかり、住環境の改善を計ることを目的とする					
	協議会認定年月	平成27年3月31日	(ま 景)	※特記事項			
	構 想 提 案 年 月	平成19年3月	協定締結年月	(年目)	協定期限		
	地区計画決定年月	その他のルール等					
	更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	令和7 年度	根拠	密集市街地再生優先地区
	助 成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体		<input checked="" type="checkbox"/>	過去3年の助成額	300,000	
	派 遣	派遣されている専門家 (スタヂオ・カタリスト[アドバイザー])		<input type="checkbox"/>	過去3年の支援額		

1 主となるまち づくりのテーマ	「駒ヶ林らしい風情や情緒のある建物や路地のあるまち」の実現(「駒ヶ林あかるく住みよいまちづくり構想」より)										
2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)											
項目	年度	これまでの取り組み	今後の予定								
			26年目 H30年度	27年目 H31年度	28年目 R2年度	29年目 R3年度	30年目 R4年度	31年目 R5年度	32年目 R6年度	33年目 R7年度	
(1)地域の環境改善 まちづくり構想		(ルール系まちづくり) 駒ヶ林【全体】(平成19年3月) 駒ヶ林2丁目南部(平成28年5月) 駒ヶ林3丁目南部(令和元年5月) 駒ヶ林6丁目(令和元年5月)			(今後の取組み 再検討)		(構想の具体化:防災、コミュニティ等)				
近隣住環境計画		駒ヶ林1丁目南部(平成24年6月) 駒ヶ林6丁目の一部(平成29年12月)			(構想の策定)		(構想の具体化:細街路整備)				
(2)都市基盤の整備 密集市街地の改善		(事業系まちづくり) 細街路整備、まちなか防災空地の検討・推進					(各丁の取組み)				
(3)良好な景観形成		(景観系まちづくり)									
(4)自立化に向けた活動 まちづくり協議会による会議運営		(専門家に頼らない自主的な取り組み) 令和2年度で専門家派遣終了予定 まちづくり協議会による自立した会議運営			(専門家派遣)		(専門家によらない自立した会議運営)				
(5)啓発活動 駒ヶ林案内板作成 まちづくり構想の周知 まちなか防災空地看板作成		駒ヶ林案内板を地下鉄駅前に設置 駒ヶ林6丁目まちづくり構想パンフレット印刷 共通看板を地区内7箇所を設置			作成・設置		(地元高校との連携 によるマップ等作成)				
(6)人材育成活動 地域イベントの実施		自治会・婦人会と協力した地域イベントの実施					(印刷・配布) 作成・設置				
(7)その他 地元組織間の連絡・調整		定例会の開催(月1回)					(地域イベント)				
							(定例会)				
3 令和2年度に取り組む内容											
駒ヶ林町6丁目まちづくり構想のパンフレットの印刷(200部程度) 駒ヶ林地区内にある整備済みのまちなか防災空地について共通看板を作成し設置(7箇所程度)											

活動終了予定	あり (年度まで) ・ なし ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
活動のPR	
人口の減少と無秩序な開発を防止する為にまちづくり構想を作成して14年になります。作成当初は行政に協力をいただき高齢者対策として、歩道のバリアフリー化や、ゴミステーションの改善を行いました。その後は路地整備や、空地を防災空地として整備、又、2地区において近隣住環境計画の具体化を進めています。近年は地区南にある防潮堤に小中学生や、周辺企業の協力をいただき、壁面に絵画を描くコマハマギャラリーを進めています。まちづくり構想の最終実現までまだまだ取り組むことがあります。今後、地域住民や近隣団体、企業の協力を得ながら進めていきたいと思っております。	

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業
都市局審査委員会
令和2年9月8日

まちづくり専門委員
令和2年11月4日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。
(事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

□ コンサルタント派遣

- 技術的支援が必要な内容となっているか。
- 1テーマの取り組み期間が3年以上で計画されているか。
- コンサル派遣を行う期間を10年以上で計画されているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

政策的位置づけ等のチェック

- マスタープラン等に位置づけがあるか。
- 市が優先的に取り組む事業か。
- その他

密集市街地再生優先地区

事務局提案

助成	認定・更新	5年間を適とする
派遣	年度より	年間を適とする

■ 優良ボランティア団体
認定・更新

■ 適とする

令和3年度より

- 5年間の認定・更新を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

□ 否とする

(理由)

□ コンサルタント派遣

□ 適とする

年度より

- 年間の派遣を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

□ 否とする

(理由)

- 評価及び検証対象外
(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

令和2年度 まちづくり支援事業検証シート

- 優良まちづくりボランティア団体の認定更新
- まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

	優良まちづくりボラン ティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
団体の概要	名称	新長田駅北・中地区まちづくり協議会			所在地	長田区	
	設立年月	平成21年5月	(11年目)	面積	10.0 ha	世帯数	1,242 世帯
	設立目的	「杜の下町」として ・緑豊かな美しい町、人と人とのつながりを大切にす町、住商工が一体となった活力のある町を作り育てていく。					
	協議会認定年月	平成21年6月24日	(ま景)	※特記事項			
	構想提案年月		協定締結年月	平成21年11月	(11年目)	協定期限	令和11年11月
	地区計画決定年月		その他のルール等	景観形成市民協定(H10.7:新長田駅北地区東部)			
	更新分類	3年(6年)事業年度		事業完了目標年次	年度	根拠	
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input checked="" type="checkbox"/>	過去3年の助成額	387,500		
	派遣	派遣されている専門家 (合資会社ゼンクリエイト[アドバイザー])		過去3年の支援額			

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	まちづくりのめざすべき姿を「杜の下町」とし、高取山のふもとの町にふさわしい自然豊かな環境を基盤に、人と人とのつながりを大切に、住商工が一体となって、魅力と活力のある町をつくることを目標とする。								
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)									
		年度	これまでの取り組み			今後の予定				
	項目		9年目 H30年度	10年目 R1年度	11年目 R2年度	12年目 R3年度	13年目 R4年度	14年目 R5年度	15年目 R6年度	16年目 R7年度
	(1)地域の環境改善 まちづくり協定	(ルール系まちづくり) まちづくり協定の運用	(協定更新)			(協定運用)				
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
	(3)良好な景観形成 いえなみ基準	(景観系まちづくり) 景観形成市民協定の運用				(協定運用)				
	(4)自立化に向けた活動	(専門家に頼らない自主的な取り組み)								
	(5)啓発活動 まちづくりニュース パンフレット・看板	まちづくり通信の発行 パンフレット・立て看板作成			(パンフレット・看板作成)		(適宜発行)			
	(6)人材育成活動 他地域・他都市との交流	景観形成市民団体・5都市とまちづくりに関する情報交換	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)その他	ラジオ体操・せせらぎ清掃・新たな取り組み	(継続)		(参加者拡大・新たな取り組み)						
3 令和2年度に取り組む内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新長田駅北・中地区まちづくり協定及び景観形成市民協定(いえなみ基準)の運用 ・まちづくり協定パンフレットの作成 ・新しいまちづくり活動の試み ・開港5都市景観まちづくり会議参加 ・まちづくり通信の発行 									

活動終了予定	あり (年度まで) ・ なし (未定) ※いずれかに○をお願いします
活動のPR	<p>2019年11月にまちづくり協定を更新し、新たなまちづくりの担い手探しにも動き出しました。今後10年、まちづくり協定の運営だけに止まらず、震災復興土地区画整理事業によって生み出された新たな宅地に住まいを求めて転入してきた若い力によって、「新たな暮らしの価値」や「地域に根付いた暮らし手」をつくっていきます。</p> <p>毎年実施してきたラジオ体操、せせらぎの清掃の参加者の拡大をはじめ、住民有志による新たな地域コミュニティ活動を小さくはじめ、まちづくり協議会がその活動をバックアップしていくという体制づくりも行っていきます。</p>

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和2年9月8日	まちづくり専門委員 令和2年11月4日
査定内容	審議内容	意見
まちづくりの段階チェック	■ 優良ボランティア団体 認定・更新	
<input checked="" type="checkbox"/> 市が団体を認定しているか。 <input type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。	■ 適とする 令和3年度より	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)
長期計画について	<input checked="" type="checkbox"/> 6年間の認定・更新を認める。	
<input checked="" type="checkbox"/> わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。	<input type="checkbox"/> これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
■ 優良まちづくりボランティア団体	<input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	<input type="checkbox"/> 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
<input checked="" type="checkbox"/> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 <input checked="" type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	□ 否とする (理由)	(意見)
□ コンサルタント派遣	□ コンサルタント派遣	
<input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	□ 適とする 年度より <input type="checkbox"/> 年間の派遣を認める。 <input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	
政策的位置づけ等のチェック	□ 否とする (理由)	
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・新長田駅北・中地区まちづくり協定 ・景観形成市民協定		
事務局提案		
助成 <input checked="" type="checkbox"/> 認定・更新 6年間を適とする		
派遣 年度より 年間を適とする		

令和2年度 まちづくり支援事業検証シート

優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
 まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

優良まちづくりボラン ティア団体認定 27 年度		更新回数	2 回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
団 体 の 概 要	名 称	KOBE三宮・ひと街創り協議会			所在地	中 央 区
	設 立 年 月	平成 17 年 5 月 (16 年目)	面 積	7.8 ha	世 帯 数	世 帯
	設 立 目 的	・「神戸の街衆」として、地域の発展に向けた取り組み ・震災の経験を生かしたまちづくりの情報発信と交流活動 ・センター街にふさわしい店舗となるよう用途制限の検討				
	協議会認定年月	(ま 景)	※特記事項			
	構 想 提 案 年 月	協定締結年月	(年目)	協定期限		
	地区計画決定年月	その他のルール等				
	更新分類	3年・6年・事業年度	事業完了目標年次	年度	根拠	
	助 成 派 遣	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	510,000	
	派 遣	派遣されている専門家	-	過去3年の支援額		

こ れ ま で の 取 り 組 み と 今 後 の 予 定	1 主となるまちづくりのテーマ	三宮地域の商店街や大型店舗等が中心となって、地域の良好な景観形成及び人材育成等を行い、地域の発展に寄与することで、神戸の玄関口として相応しいまちを目指す。								
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)									
	項目	年度	これまでの取り組み			今後の予定				
			14年目 H30年度	15年目 R元年度	16年目 R2年度	17年目 R3年度	18年目 R4年度	19年目 R5年度	20年目 R6年度	21年目 R7年度
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
	清掃活動	クリーン作戦の実施								→
	路上喫煙防止活動	啓発運動への参加								→
	放置自転車対策	駐輪場の設置・周知啓発								→
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
自主ルールの運用	三宮センター街メインストリート憲章								→	
三宮駅前協議会への参画	平成24年3月～								→	
三宮駅前協議会屋外広告物ガイドラインの運用	平成24年10月～								→	
夜間景観ガイドラインの運用	平成25年3月～								→	
(4)自立化に向けた活動	(専門家に頼らない自主的な取り組み)									
後継者の育成 (コネクト神戸)	平成26年秋～								→	
(5)啓発活動										
ホームページ	平成22年開設								→	
(6)人材育成活動										
次世代を担う 子供達の育成	養護施設の子供たちを沖縄での様々な体験を通じ、心の教育の場とする								→	
(7)その他										
都心三宮再整備等に関する 会議への参画	都心三宮推進会議(平成29年度～)								→	
3 令和3年度に取り組む内容										
・エリア内の良好な景観形成に向けた取り組み、情報発信及び交流活動 ・都心の未来の姿「将来ビジョン」の具体化等にかかる行政関係の事業との調整										

活 動 の P R 事 項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	協議会発足から17年が経ち、まちづくりの情報発信・交流活動を中心に地域の発展に向けた取り組みを行ってまいりました。近年、三宮再整備が動き出しつつあるなか、活動を支援いただき、協議会としても更に街の活性化に向けた取り組みを継続して検討してまいります。

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和2年9月8日	まちづくり専門委員 令和2年11月4日
査定内容	審議内容	意見
まちづくりの段階チェック	■ 優良ボランティア団体 認定・更新	
<input type="checkbox"/> 市が団体を認定しているか。 <input type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適とする 令和3年度より <input checked="" type="checkbox"/> 3年間の認定・更新を認める。	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)
長期計画について	<input checked="" type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に 取り組んでください。	<input type="checkbox"/> これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
<input checked="" type="checkbox"/> わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見)	<input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	<input type="checkbox"/> 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
■ 優良まちづくりボランティア団体	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)	(意見)
<input checked="" type="checkbox"/> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 <input checked="" type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)		
□ コンサルタント派遣	□ コンサルタント派遣	
<input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	<input checked="" type="checkbox"/> 適とする 年度より <input type="checkbox"/> 年間の派遣を認める。	
	<input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	
政策的位置づけ等のチェック	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)	
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・屋外広告物ガイドライン運用 ・神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」		
事務局提案		
助成 認定(更新) 3年間で適とする		
派遣 年度より 年間で適とする		

		コンサルタント派遣		初年度・6年目・9年目		
団体の概要	名称	(仮称)唐櫃の未来のまちづくりの会設立準備会			所在地	北 区
	設立年月	令和2年1月 (2年目)	面積	1,512.0 ha	世帯数	3,966 世帯
	設立目的	少子高齢化が急速に進む中、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すため、唐櫃の将来像を描くまちづくり構想を策定し、実現するための具体的な取組みを検討する。				
	協議会認定年月	(ま景)		※特記事項		
	構想提案年月		協定締結年月	(年目)	協定期限	
	地区計画決定年月	その他のルール等				
専門家	人・まち・住まい研究所			支援額総計	0	

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	誰もが暮らしやすいまちを目指して、唐櫃の将来像を描くまちづくり構想を策定およびまちづくり構想の実現に向けた取組みを進める。												
	2 長期計画(※専門家とともに取り組むテーマの期間を記載ください) コンサルタント派遣期間:原則最長10年													
		年度	審査対象					審査対象					以降審査対象	
	テーマ	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	
	(1)地域の環境改善 まちづくり構想	まちづくり構想策定(区へ提出) アンケート → 構想の具体化												
	(2)都市基盤の整備													
	(3)良好な景観形成													
	(4)自立化に向けた活動													
	(5)啓発活動 ニュースの発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6)人材育成活動														
(7)その他														
3 令和3年度に取り組む内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会の開催(月1回) ・まちづくり構想の策定 ・まちづくり構想の承認(住民等の合意形成) 													

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ なし ・ (未定) ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	<p>唐櫃地域は、少子高齢化が急速に進んでいます。誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すため、唐櫃の将来像を描くまちづくり構想を策定し、実現するための具体的な取組みを検討する準備会を立ち上げました。</p> <p>会議では、唐櫃の良いところと悪いところ(課題)を話し合い、今後の進め方等の検討してきました。また、地域の各団体に準備会の趣旨と新組織立ち上げの必要性の周知を行いました。</p> <p>令和2年度は、新組織を立ち上げ、地域課題把握のため、まち歩きを開催し、まちづくり構想素案に向け、ワークショップの開催を予定しています。</p> <p>令和3年度には、まちづくり構想を策定し、アンケートを実施し、地域住民等の合意形成を図ります。</p> <p>誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すため、唐櫃の将来像を描くまちづくり構想を策定に取組んでいきます。</p>

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和2年9月8日	まちづくり専門委員 令和2年11月4日
査定内容	審議内容	意見
まちづくりの段階チェック	<input type="checkbox"/> 優良ボランティア団体 認定・更新	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)
<input type="checkbox"/> 市が団体を認定しているか。 <input type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。	<input type="checkbox"/> 適とする 令和 年度より <input type="checkbox"/> 年間の認定・更新を認める。	
長期計画について	<input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。	<input type="checkbox"/> 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
<input checked="" type="checkbox"/> わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見)	(留意事項)	
<input type="checkbox"/> 優良まちづくりボランティア団体	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)	<input type="checkbox"/> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 <input type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)
<input type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	コンサルタント派遣	
コンサルタント派遣	<input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	<input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input checked="" type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。
<input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	(留意事項) まちづくりの段階に応じて適切なエリアの設定なども検討しながら進めてください。	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)
<input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	(理由)	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)
(事務局意見) ・まちづくり構想の実現について具体的な取り組みが決まった場合には、各テーマの取り組み期間が3年以内となるよう進めてください。	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)	<input type="checkbox"/> 否とする (理由)
政策的位置づけ等のチェック	事務局提案	
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input type="checkbox"/> その他	助成 認定・更新 一年間 を適とする	
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input type="checkbox"/> その他	派遣 R3 年度より 一年間 を適とする	

まちづくり協議会の変更について

1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条)

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	東灘	御影山手まちづくり協定委員会	令和2年8月12日	協議会の設置目的
2	北	道場八多連合まちづくり協議会	令和2年7月1日	代表者の変更
3	西	桜が丘地域協定委員会	令和2年8月13日	代表者の変更
4	西	桜が丘地域協定委員会	令和2年9月17日	役員の変更

令和2年度 まちづくり専門委員一覧

(50 音順・敬称略)

所属	氏名 (ふりがな)	委嘱期間
神戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ) 栗山 尚子	令和2年度 令和3年度
兵庫県立大学 国際商経学部兼経済学部兼経営学部 教授	(くるまい ひろこ) 車井 浩子	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
武庫川女子大学 生活環境学科 准教授	(みずの ゆうこ) 水野 優子	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
矢形法律事務所 弁護士	(やかた こうのすけ) 矢形 幸之助	平成31年度(令和元年度) 令和2年度
(株) コー・プラン (まちづくりコンサルタント)	(よしかわ けんいちろう) 吉川 健一郎	平成31年度(令和元年度) 令和2年度

まちづくり専門委員会議の役割

まちづくり条例に掲げられている項目（まちづくり協議会・まちづくり提案・まちづくり協定・まちづくり支援など）に関して、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として設置しています。

[神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第19条]

意見を述べる

まちづくり協定

- ⇒ ・協定の締結及び協定を変更する場合
- ・協定に係る届出に関して協議する場合

まちづくり協議会

- ⇒ ・協議会を認定する場合
- ・協議会の認定を取消す場合

まちづくり構想の提案

- ⇒ ・提案を受ける場合

まちづくり支援

- ⇒ ・コンサルタント派遣に関する検証・評価
- ・活動助成の優良まちづくりボランティア団体に関する検証・評価

その他

- ⇒ ・市長が必要があると認める場合

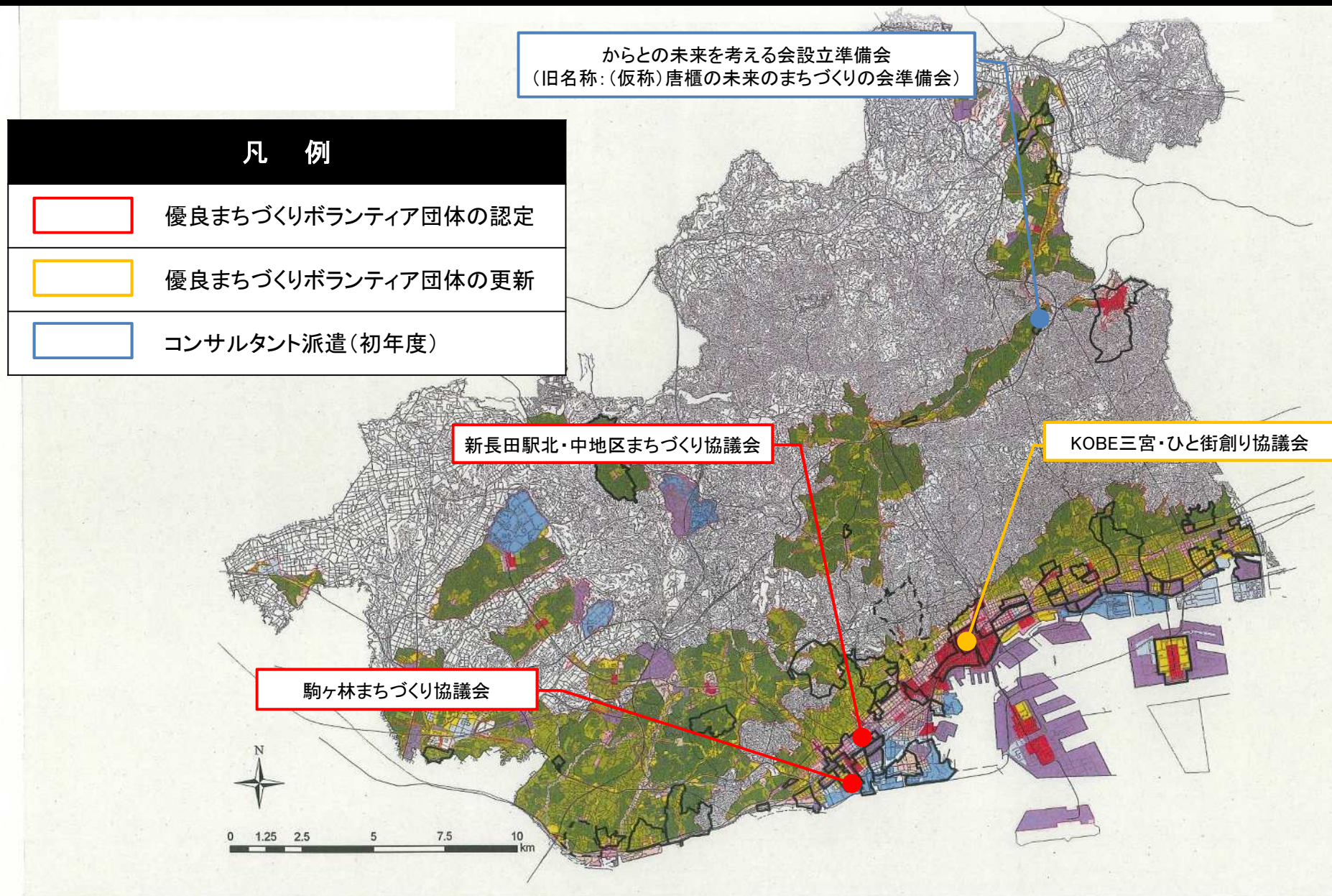
報告を受ける

まちづくり協議会

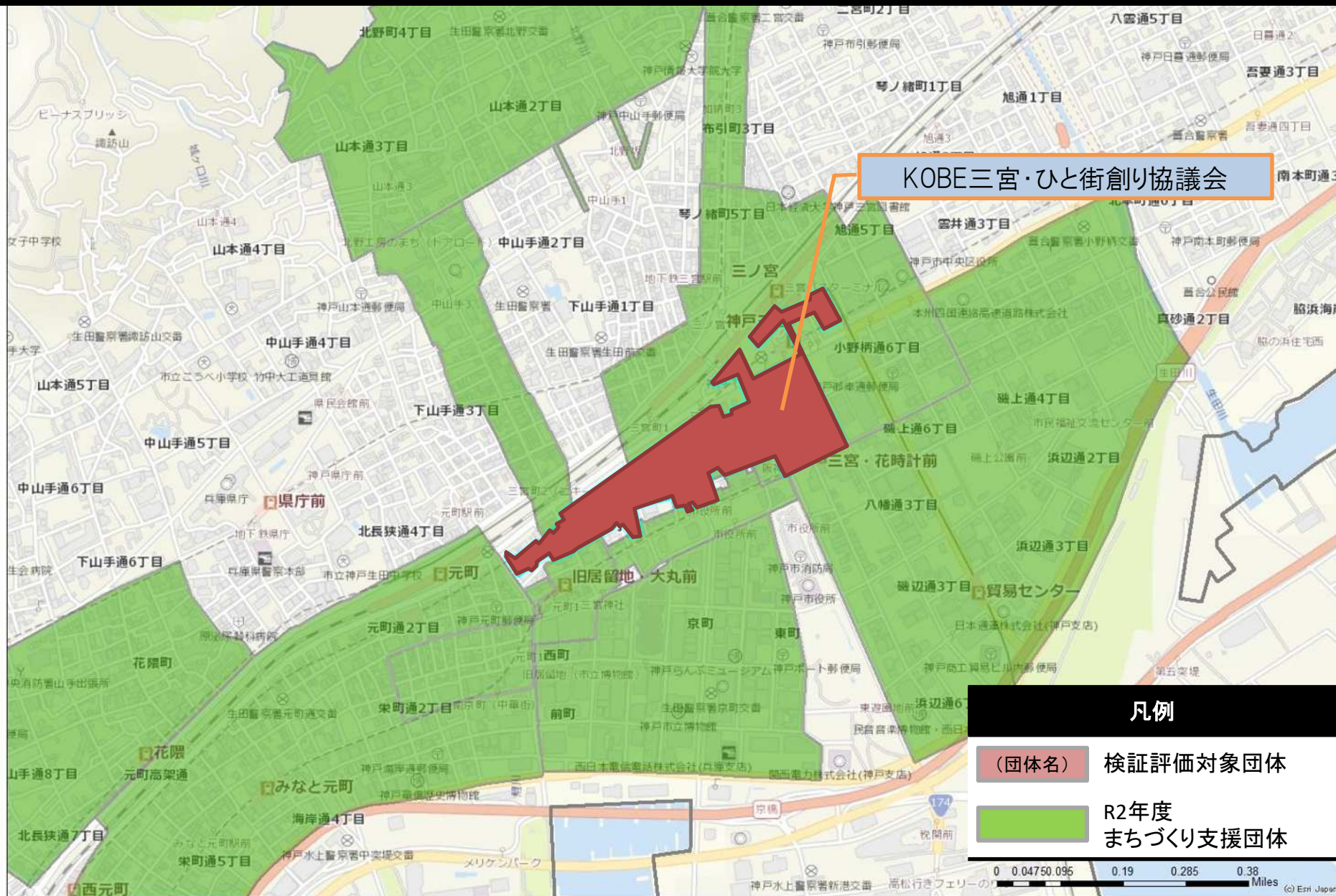
- ・変更の届出があった場合
- ・まちづくり協議会からの申出により、認定を取消す場合

検証評価対象団体 位置図

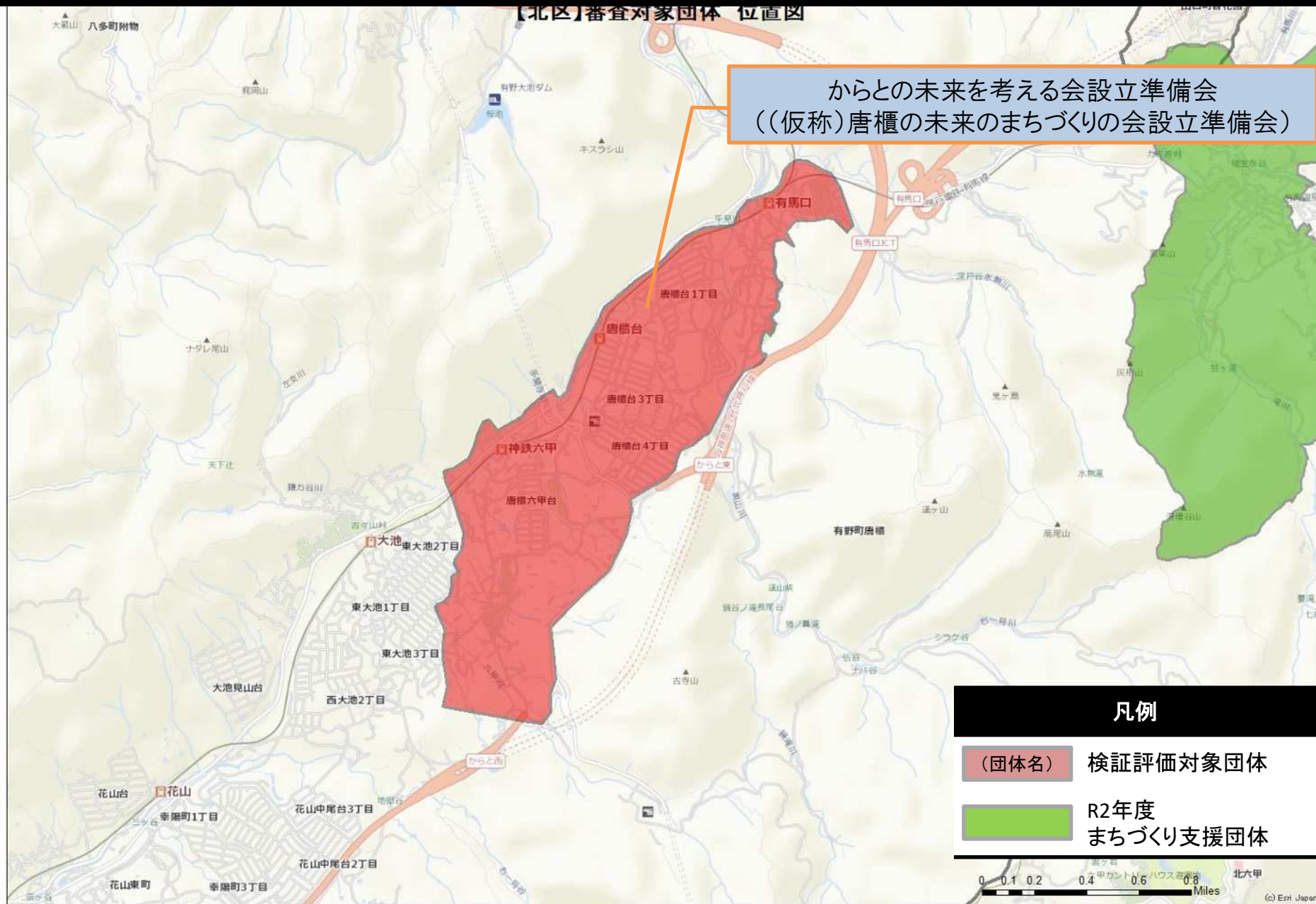
資料6



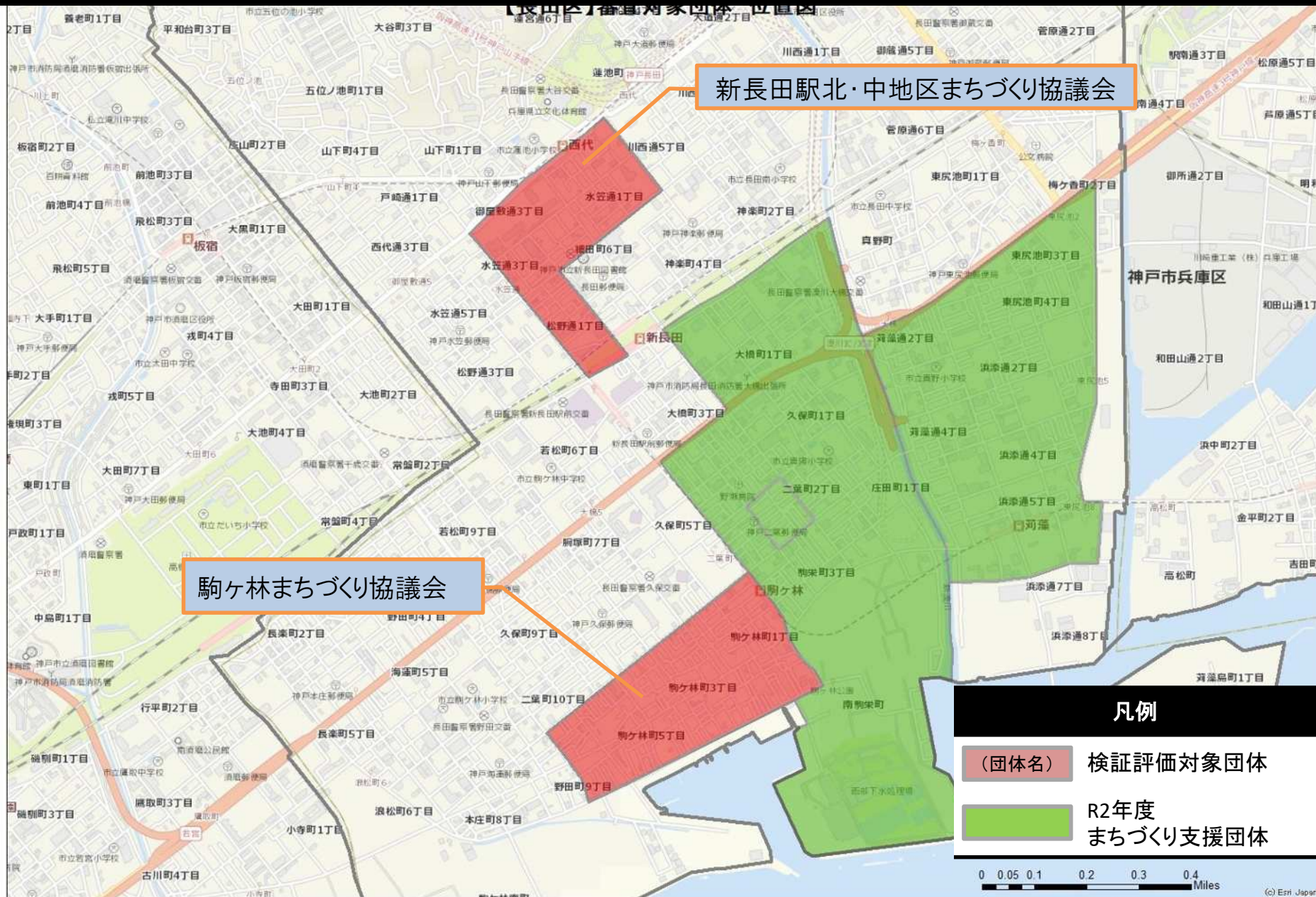
中央区 令和2年度 まちづくり支援事業 団体位置図



北区 令和2年度 まちづくり支援事業 団体位置図



長田区 令和2年度 まちづくり支援事業 団体位置図



まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 2 年 5 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第 8 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第 1 条の 2 に規定する、優良まちづくりボランティア団体の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。